

平成26年度田辺市人権教育啓発推進懇話会

開催日時	平成26年9月29日 月曜日 午後1時30分～午後3時30分
開催場所	田辺市役所 4階 第1委員会室
内 容	1 開会あいさつ 2 委員の紹介 3 懇話会の趣旨について 4 会長及び副会長の選任について 5 田辺市人権施策推進計画の平成25年度実績について 6 人権問題の現状と課題「高齢者の人権について」 7 その他 8 閉会あいさつ
出席委員	市橋委員、和田委員、瀧本委員、玉井委員、芝本委員、小山委員、重根委員、小森委員、 西畑委員、室谷委員、白川委員、山下委員、坂井委員、西村委員、真砂委員、畑谷委員 石垣委員、志波委員、朝井委員 <div style="text-align: right;">計19名</div>
欠席委員	谷中委員、家根谷委員、宮本委員、中本委員、久保委員、田ノ上委員、折戸委員、 伊藤委員、中山委員、田ノ本委員、 <div style="text-align: right;">計10名</div>
事務局	渡邊企画部理事、人権推進課 堀口係長
人権課題講師	やすらぎ対策課 砂野参事、東社会福祉士
傍 聴	なし

事務局	<p>只今から田辺市人権教育啓発推進懇話会を開催いたします。</p> <p>当懇話会につきましては、一般公開となっておりますのでご報告いたします。</p> <p>それでは開会にあたりまして、福田副市長からご挨拶を申し上げます。</p>
副市長	<p>1 開会あいさつ</p> <p>皆さまこんにちは。</p> <p>田辺市人権教育啓発推進懇話会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、平素より市政の各般にわたり格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。</p> <p>また、この度は、公私ともに何かとお忙しいなか、田辺市人権教育啓発推進懇話会委員をお引き受けいただき、重ねてお礼を申し上げます。</p> <p>さて、本市では人権意識の向上を図るため、平成19年3月に「田辺市人権施策基本方針」を策定し、平成21年2月には、この基本方針に基づいて「田辺市人権施策推進計画」を策定いたしました。</p> <p>今回、人権に関わるさまざまな団体・分野からご就任いただきました委員の皆様には、</p>

この「計画」に係る平成25年度の推進状況報告書の中で、特に今回は、人権問題の現状と課題の一つである「高齢者の人権」を中心にご助言やご意見等を頂戴できればと考えています。また、皆さまから頂きました貴重なご意見やご提案につきましては、田辺市が目指す「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」の推進に活かしてまいりたいと存じます。

「人権」とは誰にとっても大切なものであり、お互いに思いやりの心によって守られなければならないものであります。

どうか、この懇話会が田辺市の人権施策にとって実り多きものとなりますよう、祈念しまして、簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。

事務局

2 委員の紹介

次に、お手元に当懇話会委員の委嘱状をお配りさせていただいております。

本来であれば市長が皆様方にお渡しさせていただくことが本意ではありますが、時間の都合上、ご容赦賜りますようお願いいたします。また、当懇話会委員名簿をお配りしております。懇話会の設置要綱上には任期の規定が無く、これまで原則2年で運用させていただいておりますのでご了承のほどよろしくお願いいたします。

なお、今回、初めての顔合わせとなりますので、それぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。

(名簿順に、選出団体と氏名を紹介)

本日欠席の連絡を、谷中委員、中本委員、伊藤委員、中山委員、以上の皆さまからいただいておりますのでご報告いたします。

事務局

3 懇話会の趣旨について

田辺市人権教育啓発推進懇話会は、当懇話会設置要綱第1条に「本市における人権教育及び人権啓発の推進を図るため」、平成17年5月1日から設置されたもので、その第2条に所掌事務として「人権教育及び人権啓発の推進に関する基本的な方向や施策のあり方に関し必要な事項を審議し、その結果を市長に報告するものとする。」と定められています。

過去には、平成19年3月の『田辺市人権施策基本方針』の策定時に答申を頂いたり、平成21年2月に策定した『田辺市人権施策推進計画』についてご審議をいただいたりしています。

また、平成22年度には人権標語「人権を守るお手本家庭から」の看板を設置してはどうかといったご意見を頂き、平成24年度に市民総合センター及び中辺路行政局前に看板の設置を行っております。簡単ですが懇話会の趣旨につきましては以上です。

事務局

4 会長及び副会長の選任について

次に、当懇話会設置要綱第4条により会長及び副会長の選任をお願いします。

委員の互選により定めることになってはいますが、いかがいたしましょうか。

立候補いただける方はございませんか。

居られないようでしたら、事務局から推薦させていただいてよろしいですか。

<p>事務局</p>	<p>「異議なし」の声</p> <p>異議が無いようですので、こちらから推薦させていただきます。 会長に芝本洋子さん、副会長に玉井 巍さんを推薦させていただきます。 ご賛同の方は拍手で承認をお願いします。</p> <p>「拍手」</p> <p>拍手多数ということで、会長に芝本さん、副会長に玉井さんということで、よろしくお 願いします。</p> <p>恐縮でございますが、芝本さんは会長席へ、玉井さんは副会長席へお移りくださるよう お願いいたします。</p> <p>(会長、副会長の就任あいさつ)</p> <p>次に当懇話会設置要綱第5条により、会長が議長となることが定められていますので、 芝本会長、よろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>5 田辺市人権施策推進計画の平成24年度実績について</p> <p>それでは本日の議題の5番目「田辺市人権施策推進計画の平成25年度実績について」、 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>平成25年度の実績について説明する前に、今回初めての委員さんも居られますので、 少し補足説明をさせていただきます。</p> <p>田辺市では、平成19年3月に策定した「田辺市人権施策基本方針」で市の人権施策の 基本的な方向を示しております。この基本方針に基づいて、平成21年2月に「田辺市人 権施策推進計画」が策定され、行政の事務事業において具体的にどんなことをして行くか という計画をまとめております。</p> <p>そして、「田辺市人権施策推進計画に係る平成25年度推進状況報告書」は「推進計画」 の実施状況についてまとめているものです。</p> <p>それでは、平成25年度推進状況報告書について説明します。</p> <p>時間の都合上、特に主な人権施策のポイントと新たな変更点について説明をさせていた だきます。はじめに、</p> <p>1. 人権施策を推進するための条件整備については、生涯学習の視点に立って市民の主体 性を大切にした人権施策について載せております。</p> <p>主なものは、「田辺市人権擁護連盟との連携及び事務局」で、25年度事業実施状況につ いては、「防災と人権」を大きな活動テーマとし、各種会議の開催や、理事研修会の開催及 び広報誌「れんめいだより」の発行を行いました。</p> <p>また、田辺支部及び行政局管内の4つの支部では、それぞれの地域の実情や課題に応じ た講演会や啓発活動を行い、市民の人権意識の向上に努めております。</p> <p>各種講演会については、連盟の理事だけでなく幅広い年齢層の市民に対し、参加の呼び かけを行うことが今後の課題となっています。</p> <p>次に、「田辺人権擁護委員協議会田辺部会との連携及び事務局」ですが、25年度事業実 施状況は、人権の花運動や人権作文の応募依頼の実施。6/1の人権擁護委員の日や12月の 人権週間中における街頭啓発。企業及び福祉施設への訪問や特設人権相談の開設。小学校</p>

事務局

2校において人権教室の実施。また、人権の花、紙ふうせん打ち上げ事業を小学校3校において実施しております。

なお、人権の花運動の写真コンテストについては、全国でも和歌山県のみが実施している事業でもあり、昨年11月に市民総合センターで開催された生涯学習フェスティバルにおいて、人権の花運動のパネル展示を行い、活動の周知を図っております。

次に2ページの「人権を考える集い」では、人権擁護連盟と市が連携しながら平成26年2月15日に紀南文化会館で「いのちの大切さについて」をテーマに講演会を開催しました。歌手の新井深絵さんを講師に、「心元気に～一歩踏み出せば風は変わる～」と題した人権コンサートを開催しました。

アンケート調査の結果では、好評の声を多くいただきましたが、参加者数が220名ということで、より多くの市民の方に参加してもらえることが課題となっています。

次に、「人権学習指導者養成講座」ですが、こちらは平成25年9月21日に、紀南文化会館において、地域の人権教育・啓発の指導的立場にある公民館長、生涯学習（人権）推進員、公民館主事、人権擁護連盟理事、一般の方を対象に研修会を開催しました。

福島県桑折駅前応急仮設住宅の自治会会長で小澤是寛さんの基調講演と、震災映画「遺体～明日への10日間～」を上映し、人権の尊さについて考える機会を提供し、約300名の参加者がありました。

この研修会は、平成23年度から生涯学習課と人権擁護連盟が合同で開催しており、今年度で4回目となります。次に4ページからの

2.人権の視点に立った行政の推進ですが、こちらは市民憲章の精神をまちづくりに生かしていくために各課における取組状況について載せております。

これらの中で、変更点として、9ページの網掛けした部分をご覧ください。

市民課の事業で、「田辺市事前登録による本人通知制度」を新規事業として追加しております。近年、個人の住民票や戸籍謄本が、身元調査等のために不正に取得されるという事件が全国的に後を絶たないためにできた制度であります。

「田辺市事前登録による本人通知制度」は、事前に登録した方に、その方の住民票の写しや戸籍謄本等を、本人以外の代理人や第三者に交付したとき、その事実を通知する制度です。本人通知をすることにより不正請求の抑止や早期発見、不正取得による個人の権利侵害の抑止及び防止を目的としています。

平成26年3月末現在で、登録者数29人、通知件数6件となっております。

次に、10ページからの

3.人権教育・啓発の推進ですが、こちらは企業や団体、地域、公民館、学校など、様々な場所や機会を通じて実施した人権教育や啓発事業について載せております。

時間の都合上、個々の事業実施状況は割愛させていただきますが、人権教育・啓発の効果は、表立って顕著に現れるものではありません。

各課においては、今後も引続き、知識を深めることだけに留まらず、「気づき」そして「行動」に繋がるような、また、身の回りにある具体的な人権課題の解決に結びつくような取組を進めていくように考えております。次に、14ページからの

4.相談支援体制の推進ですが、人権に関する相談については人権推進課を中心に、各機関等と連携を図りながら行っています。

<p>事務局</p>	<p>また、女性や子ども、障がいのある方に関する相談や、子育て、いじめ、ひきこもりに関する相談など、様々な相談窓口について載せております。</p> <p>相談、支援体制については、市民にとって身近で信頼できる窓口であるように、各窓口が取組んでおります。</p> <p>次に18ページからは、「同和問題」をはじめ「女性の人権」、「子どもの人権」、「高齢者の人権」、「障がいのある方の人権」「外国人の人権」など、34ページの「インターネット等による人権侵害等の問題」まで、様々な人権課題ごとに、それに対する事業実施状況をまとめております。</p> <p>これらの中で、変更点として、20ページの網掛けした部分ですが、男女共同参画推進室の事業で、「第2次田辺市男女共同参画プラン」の策定を新規事業として追加しております。田辺市では、平成19年3月に「田辺市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、当市における男女共同参画がより前進するように「第2次田辺市男女共同参画プラン」を策定したものです。</p> <p>今年度からは、この新たなプランに基づき、男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に進めて行くこととなります。</p> <p>人権問題の現状と課題につきましては、『田辺市人権施策基本方針』に15の課題を挙げておりますが、限られた時間の中ですべての課題について説明をすることは困難ですので、昨年度より、一つのテーマに的を絞って皆様のご助言やご意見を頂戴し、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」の推進に活かしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>只今、事務局から概要及び新規事業について説明がありましたが、委員の皆さんには既にお読み頂いている前提で会議を進めさせていただきます。</p> <p>全般を通してのご意見やご質問につきましては、後ほどお受けいたします。</p> <p>また、昨年度より、『田辺市人権施策基本方針』の「人権問題の現状と課題」の一つに的を絞って皆様のご意見やご提言をいただいております。</p> <p>昨年度は、「子どもの人権」について、今年度は「高齢者の人権」について、そして来年度は時宜に即したテーマで、それぞれの担当部署から講師をお招きし、現状と課題についてお話しを頂き、皆様の活発な議論やご意見、ご提言をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、続いて人権問題の現状と課題「高齢者の人権」についてやすらぎ対策課の砂野参事・東社会福祉士からお話しを頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>参事</p>	<p>6 人権問題の現状と課題 テーマ「田辺市における介護の現状」について</p> <p>田辺市地域包括支援センターの砂野と社会福祉士の東です。今日は貴重な時間をいただきありがとうございます。</p> <p>今日は、「高齢者の人権」というテーマで後ほど東の方から詳しく説明させていただきますが、その前に、私の方から地域包括支援センターについてお話をさせていただきます。</p> <p>(別紙資料1)</p> <p>地域包括支援センターは、平成18年の介護保険法の改正により高齢者が長年住み慣れ</p>

<p>参事</p>	<p>た地域で尊厳のある生活が継続できるように、介護・健康・医療などの多方面から総合的に支えるための専門機関です。</p> <p>田辺市では、直営で平成18年4月に市民総合センター内のやすらぎ対策課に設置し、田辺市全域を対象としていましたが、対象となる方の増加や緊急時による際の距離的な問題が明らかになってきたことから、平成22年4月に旧町村区域を担当する機関として中辺路行政局内にサブセンターを設置しました。現在はサブセンターの職員もあわせて23名の職員体制で日々の業務を行っています。</p> <p>地域包括支援センターには保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が配置されており、高齢者に関する相談に関して総合的に応じています。</p> <p>この3職種では、医療・福祉・介護の専門職としての知識や技術を活かしながら、チームを組んで総合相談支援業務をはじめ介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護業務、介護支援専門員への包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の4つの業務を行っています。地域包括支援センターのもう一つの業務としては、介護保険の要支援の認定を受けた方、要支援1・要支援2の方が介護サービスを利用する際のサービス調整を行う介護支援業務も行っています。</p> <p>4つの業務について詳しくは次のとおりです。</p> <p>① 総合相談業務</p> <p>地域に住む高齢者に関して適切な状況把握を行い、相談内容に即したサービスの提供や関係機関への紹介等を行っております。</p> <p>どこに相談するのかわからないといった場合でも、まずは地域包括支援センターに相談いただき、その上で適切なサービスや機関・制度の利用につなげます。</p> <p>② 介護予防ケアマネジメント業務</p> <p>要介護認定以外の方で、介護が必要となるおそれの高い人に対して、田辺市が実施している介護予防事業が利用できるように、その方にあった介護予防プランを作成し、介護保険サービスや田辺市が行う介護予防事業などが総合的に利用できるように調整を行っています。</p> <p>③ 権利擁護業務</p> <p>近年、一人暮らしの高齢者が増えていく中、頼れる家族がおらず認知症等で判断能力が低下し、自らのお金の管理や契約に関することに不安を感じる場合は、社会福祉協議会にある地域福祉権利擁護事業や成年後見制度を利用できるように支援しています。</p> <p>また、高齢者虐待や消費者被害などの相談に対応しています。虐待に関しては判断が難しい問題ですが、気になる点があれば地域包括支援センターに連絡をください。</p> <p>④ 包括的・継続的マネジメント支援業務</p> <p>高齢者の皆さんを直接支援するほかにも、日頃から高齢者を支えている地域の介護支援専門員や在宅介護支援センターが、円滑に業務ができるように支援を行うとともに、主治医や地域の民生委員など様々な関係機関とのネットワーク作りに努めています。</p> <p>次に、田辺市在宅介護支援センターについて説明をいたします。(別紙資料2)</p> <p>地域包括支援センターと中辺路行政局内にあるサブセンターだけでは、地域における細やかな対応が困難なため、より身近な窓口として以前から市内12ヶ所にあります在宅介護支援センターを協力機関として位置付け、それぞれの担当地域において総合相談や実態</p>
------------------	---

<p>参事</p>	<p>把握、介護予防事業を中心に活動を行っております。</p> <p>高齢の方の中には、地域包括支援センターやサブセンターまで相談に出向いてこれない方もあります。そうした場合は、訪問も行っていますので（別紙資料 1・2）のチラシにある電話番号にご連絡をください。</p> <p>在宅介護支援センターからの連絡により、連携して訪問する場合がありますのでよろしくをお願いします。</p> <p>今後さらに高齢化が進み高齢者人口が増えていく中、行政だけでは地域の高齢者を支えていくことは大変難しくなってきます。今後とも、当懇話会委員の皆様にも情報をいただきながら包括支援センターの業務を行ってまいりたいと思っています。</p> <p>どうかご協力のほどよろしくお願いいたします。私からの説明は以上です。</p> <p>この後は東より本題となります高齢者虐待の話しをさせていただきます。</p>
<p>社会福祉士</p>	<p>私からは、高齢者虐待についての話をさせていただきます。（別紙資料 3）に基づき説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待について <ul style="list-style-type: none"> 「虐待」の定義 【酷くとりあつかうこと、残酷な待遇】 【自分の保護下にある者に致死、長期間にわたって暴力を振るったり、日常的に嫌がらせや無視などの行為を行うこと】 ・ 高齢者虐待件数の推移 <p>田辺市推移</p> <p>平成 24 年度 虐待の相談件数 83 件、虐待ケースへの対応 21 件</p> <p>平成 25 年度 虐待の相談件数 47 件、虐待ケースへの対応 18 件</p> <p>田辺市では以上の件数の虐待相談があり、地域の身近な問題となっている。</p> ・ 高齢者虐待の分類 <ol style="list-style-type: none"> 1 身体的虐待 <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力(殴る蹴る、つねる)・物を投げる・刃物を振り回す ・ 無理な介護やリハビリを行う・中から鍵をして家に入れない ・ 体を拘束し自ら動くことを制限する 2 心理的虐待 <ul style="list-style-type: none"> ・ 怒鳴る、悪口を言う・侮蔑を込めて子供のように扱う ・ トイレに行けるのに排泄はパット交換全介助で対応する ・ 老化現象を嘲笑し、恥をかかせる・生活に必要な道具使用を制限する ・ 家族、親族、友人との団欒から排除 3 経済的虐待（金銭搾取） <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の合意無しに財産や金銭を渡さない、使わせない ・ 本人の自宅などを本人に無断で売却する・年金や預貯金を無断で使用する ・ 入院や受診、介護保険などに必要な費用を払わない 4 性的虐待 <ul style="list-style-type: none"> ・ 排泄の失敗に対し「しつけ」として下半身を露出させる ・ 介助の便のために、下半身を裸、下着のままにする・人前でおむつ交換する

<p>社会福祉士</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・性器を写真にとる・性行為を強要する・わいせつな写真を見せる <p>5 介護世話の放任(ネグレクト)</p> <p>①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させる</p> <p>具体的には・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする・身なりが不摂生・劣悪な住環境の中での生活 ・水分や食事が与えられず脱水症状や栄養失調の状態にある・室内にごみ放置 ・冷暖房を使わせない <p>②専門的診断や治療、ケアが必要にも関わらず、高齢者が必要とする医療介護サービスなどを周囲が納得できる理由なく制限し使わせない</p> <p>具体的には・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊や病気を放置する、医療機関への受診を進めるも無視する ・本来入院治療が必要にもかかわらず連れて帰る <p>③同居人などによる高齢者虐待と同様の行為を放置する</p> <p>具体的には・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言を放置する <p>・虐待への気づき</p> <p><u>事例①</u></p> <p>車椅子に乗っている高齢者に「立ち上がって転倒したら危険だから…」という理由でおなか周りにベルトを巻いて固定する。これは虐待にあたるとおもいますか。A 委員さんどうでしょうか。</p>
<p>A 委員</p>	<p>本人に説明をしたうえで、本人から承諾があれば虐待ではないと思います。本人が嫌がっているにも関わらず無理やり固定すれば虐待になると思います。</p>
<p>社会福祉士</p>	<p>ありがとうございます。おっしゃるとおりで、高齢者の意思を尊重せずに、養護者の意向を押し付けることは身体的虐待に当たります。高齢者は痛くてきついにも関わらずベルトを取ることができないので意志の確認をすることが必要になります。</p> <p><u>事例②</u></p> <p>同居している認知症高齢者の親に何かお願いされた。息子は「認知症だから見当違いなことを言っている」と思い、声をかけられても取り合わない。これは虐待にあたるとおもいますか。B 委員さんどうでしょうか。</p>
<p>B 委員</p>	<p>声をかけられたが無視をする行為は虐待になると思います。</p>
<p>社会福祉士</p>	<p>はい。そのとおりです。認知症だからと言って本人の意向や話に関心を向けないことは虐待にあたります。他にも世話を行わなくなったり、部屋が不衛生となり衣服が汚れたままになる。病気があっても病院に通わせないなどにも繋がっていくと考えられます。</p>

<p>社会福祉士</p>	<p><u>事例③</u></p> <p>孫の学費支払いに、高齢者本人の年金・給付金を回してしまう。または、本人の貯金を家族の生活費に回してしまう。これは虐待にあたるとおもいますか。C 委員さんどうでしょうか。</p>										
<p>C 委員</p>	<p>本人の了解を得て別の生活費に使っていくことが必要で、了解なく使うことは虐待になると思います。</p>										
<p>社会福祉士</p>	<p>はい。そのとおりです。高齢者の年金や給付金、財産を「親だから…」「家族だから…」という理由で勝手に使うことは経済的虐待や金銭搾取になります。</p> <p>高齢者の方と一緒に暮らす中で「これって虐待？」ととらえる場面は多々あります。</p> <p>包括支援センターが高齢者虐待と関わる中で、当事者は「虐待」と気づいていない場合が多いです。家族以外の人が見たり、客観的な視線が入ったところで初めて虐待と気づく場合があります。</p> <p>虐待を予防・防止していくには、『虐待に気づく』ことが大切です。気づかないうちに虐待となってしまうないように今後も啓発をしていきたいと思っております。</p> <p>・虐待が起こる原因について</p> <p>虐待が起こる要因① 虐待者(養護者)の要因</p> <table border="1" data-bbox="354 1070 1034 1249"> <tr> <td>介護疲れ</td> <td>人格や性格</td> </tr> <tr> <td>疾病や障害</td> <td>介護に関する知識不足</td> </tr> <tr> <td>排泄介助の困難</td> <td>生活苦</td> </tr> </table> <p>介護者の場合、介護疲れなどが介護者のストレスを増大し虐待の要因となることがあります。特に介護が長期化している場合は周囲からの配慮が必要です。</p> <p>また、養護者が病気や精神的な問題を抱えている場合、こうしたことが虐待につながることもあります。</p> <p>虐待が起こる要因② 高齢者の要因</p> <table border="1" data-bbox="354 1550 1034 1765"> <tr> <td>認知症による言動の混乱</td> </tr> <tr> <td>身体的自立度の低さ</td> </tr> <tr> <td>人格・性格</td> </tr> <tr> <td>疾病や障害</td> </tr> </table> <p>認知症による言動の混乱や身体的自立度の低さなどにより、自分の要望をうまく伝えられないことが結果として虐待の要因となることもあります。</p> <p>また、こうした高齢者の症状そのものが介護者の負担やストレスの一因となります。</p>	介護疲れ	人格や性格	疾病や障害	介護に関する知識不足	排泄介助の困難	生活苦	認知症による言動の混乱	身体的自立度の低さ	人格・性格	疾病や障害
介護疲れ	人格や性格										
疾病や障害	介護に関する知識不足										
排泄介助の困難	生活苦										
認知症による言動の混乱											
身体的自立度の低さ											
人格・性格											
疾病や障害											

虐待が起こる要因③ 人間関係などの要因

折り合いの悪さ
精神的依存
経済的依存

親の老化や認知症により、家庭内における精神的・経済的な依存関係などのバランスが崩れることが虐待の誘因となる場合もあります。

虐待が起こる要因④ 社会環境などの要因

家族や周囲の人の介護に対する無関心
希薄な近隣関係・社会からの孤立
ニーズに合わないケアマネジメント
老老介護・単身介護の増加

近隣との付き合いの悪さや他の家族が介護へ関心がないことが、介護者を孤立させたり、虐待の早期発見ができない場合があります。ほかにも本人に合わない介護保険サービスの利用も虐待の要因となります。

・高齢者虐待と認知症

虐待を受けている方で認知症を持つ高齢者は全体の7割

介護者が認知症についての症状や対応の仕方を理解していなければ、虐待という形になり得る可能性もある。

社会全体で認知症高齢者への理解を深めていくことが虐待の防止につながる。

・高齢者虐待を見つけたとき

虐待が起こる場は2つある

- ① 本人の自宅や居所となる場所(養護者による虐待)
- ② 本人が入所・入居している施設や高齢者マンション(要介護施設従事者による虐待)

・高齢者虐待を発見したら

発見をした者は通報・相談をする努力義務あり（高齢者虐待防止法）

相談先は、田辺市地域包括支援センターへ

※暴力が重篤な場合や切迫性、緊急性、生命危険な場合は警察に110番通報

・虐待の早期発見と対応機関へのつなぎ

虐待を受けている高齢者を、虐待から解放するには早期に発見し、対応・支援へつないでいく

早期に地域包括支援センターにつないでいく

<p>社会福祉士</p>	<p>・虐待を発見しうる人や存在</p> <p>地域住民や民生委員</p> <p>ケアマネ・ヘルパーやデイサービスなどの介護保険サービス事業者</p> <p>病院やショートステイなどの施設従事者</p> <p>地域包括支援センターに相談や通報を</p> <p>虐待を受けているかもしれないと思った場合は、別添の高齢者虐待発見チェックリストの活用をしてもらいたい。</p> <p>虐待の件数は年々増加している。委員の皆様におかれては虐待リスクに目を向けながら地域の高齢者と関わっていただけたらと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。ただいま、田辺市における介護の現状についての説明がありましたが、皆さんから「高齢者の人権」に関することでご意見を伺いたいのですが、何かございますか？</p>
<p>D 委員</p>	<p>『人権推進計画書の報告書』の表記について、『子どもの人権』の「ども」はひらがなになっていますが、漢字で書くと供えとなるので、子どもに対する蔑視ではないかという意見もありひらがな表記になったという経緯があったと思います。</p> <p>文部科学省は漢字で表記することとしています・・・</p> <p>次に『障害者の人権』の障害者という表記が漢字になっていると思いますが、この文字「害」については漢字のままにしておく意味があるのかなと思います。</p> <p>大阪市や大阪府はすでに障害の「害」の字はひらがなで書くと統一しておりますが、田辺市ではどう考えているのか知りたいです。</p> <p>次に『刑を終えて出所した人の人権』とありますが、刑を終えていない人には人権はないのでしょうか。最近、刑務所がいっぱいになってきて、執行猶予がついて保護司が保護観察という形で対応するケースが増えてきています。執行猶予がついているということはまだ刑を終えていないわけですね。以前にあるハローワークに行ったら、普通の人でもなかなか仕事がない時代やのに、そんな人に仕事あるはずがないといった対応をされたとの話を聞きました。</p> <p>刑を終えて出所した人の人権の表現は本当にこれでいいのか。言葉狩りをするつもりはないですが、この辺りの事を細かく見ていくのも大事ではないでしょうか？</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>まず、田辺市人権擁護連盟の例を申しますと、一昨年以來、障害者の「害」の字については全てひらがな表記に改めました。和歌山県人権政策課の会議の中で、人権擁護連盟では、障害の「害」の字はひらがなに改めましたよと申し出たのですが、国が変えないと県の方ではどうにも・・・という答えを頂いた事があります。</p> <p>是非、田辺市でも障害の「害」の字はひらがなに、県が変えなくても出来るのであればそのようにして頂ければと思います。</p>

<p>事務局</p>	<p>まず、『子ども人権』の表記ですが、田辺市人権施策基本方針を作成する時に、子どもの「ども」の字については漢字で表記するのか、ひらがなで表記するのか、議論させていただきました。紆余曲折はありましたが、人権教育啓発推進懇話会委員の皆様からのご意見を頂きまして、人権に配慮した言葉、漢字よりもひらがな表記にということで、この基本方針につきましては、子どもの「ども」の字はひらがな表記にさせて頂いた経緯がございます。</p> <p>また、国（法務局）や県でも子どもの「ども」の字はひらがな表記になっております。</p> <p>次に、障害者の「害」という字についても、室谷委員からご意見がありましたが、今年の9月議会でも障害の「害」という字について市議会議員から一般質問がありました。</p> <p>保健福祉部長から回答をさせて頂きましたが、国、県が漢字表記になっているということと、法律等で漢字表記を使用している関係もあり、今すぐにひらがな表記とはいきませんが、国・県に準じた形で、今のところは漢字表記を使っていくことになりました。</p> <p>我々としても、十分に配慮しなければと思っておりますが、今後とも当懇話会の中で色々と議論をして頂きたいと思えます。また、田辺市においては色々な冊子等を作成しておりますので、特に福祉分野では今後も考えていかなければならない課題と思っております。</p>
<p>事務局</p>	<p>『刑を終えて出所した人の人権』のタイトルの部分につきましては、国及び県の人権課題も、市の人権課題と同様のタイトルになってございます。</p> <p>決して刑を終えていない方に人権がないわけではありませんし、また、刑を終えて出所された方が円滑な生活を営むためには、地域社会の理解と協力が何よりも必要と考えております。今後も、国、県の動向を見極めながら検討して参りたいと思えますのでご理解を賜りたいと思えます。</p>
<p>議長</p>	<p>D 委員よろしいでしょうか</p>
<p>D 委員</p>	<p>はい。</p>
<p>E 委員</p>	<p>高齢者の人権についてですが、推進状況報告書 26 ページの一番下の行の緊急通報装置貸与事業の昨年度実施状況をみて質問させていただきます。</p> <p>緊急通報装置は必要な方に事前に配布して、緊急ボタンを押すことによって消防署に通報され、必要に応じて消防署から利用者の近くに住んでおられる協力員へ連絡されることとなっています。</p> <p>これに関して、必要な方を事前に把握して装置が配布されているのかどうか？</p> <p>最近、市内で女性の方の行方がわからないケースがありました。見つかるのが遅いなあと思っておりましたら、後日に新聞で海の方に流れていたということを知りました。</p> <p>この方は認知症で徘徊されていたのかなと疑問をもったんです。この報告書に関して言いますと、認知症高齢者のリストが出来ているのかどうか？また、緊急通報装置がそうした方に配付されているのかどうかを説明して頂きたい。</p>
<p>参事</p>	<p>緊急通報装置については一人暮らしの高齢者にお貸ししているものであります。</p> <p>在宅介護支援センターから 65 歳以上の方のお宅を訪問させて頂いており、その中で必</p>

<p>参事</p>	<p>要と判断される方については申請をあげて頂いて装置を設置しております。同じ家の中に子どもや同居されている方がいる場合については対象外となります。</p> <p>今回の市内のケースの方については設置してなかったのではないかと思います。</p> <p>認知症についても、特にリストはありませんが、認知症となれば生活する上で支援とか介護が必要になるので、そうした方についてはあらかじめ介護認定の手続きをして頂いて、サービスをご利用頂くという形になっております。</p>
<p>E 委員</p>	<p>先ほどお配りいただいた虐待発見のチェックリストは民生委員の方が持っておられて、定期的に家庭訪問をして早期に発見するシステムになっているのかどうか。また、チェックリストの活用方法どうなっていますか。</p>
<p>社会福祉士</p>	<p>チェックリストについては民生委員の方に配布し、必ずチェックリストで確認をとのお願いはしていません。民生委員さんについては、地域住民の方々と同様に虐待を発見する可能性がもっとも高い方でもあり、今後もチェックリストを配布して気になる時にチェックしてもらえるような取組は必要だと思いますし、今後やっていかなければならない課題だと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>E 委員よろしいでしょうか？</p>
<p>E 委員</p>	<p>はい。私達も地域に住んでいて虐待なのかどうかわかりにくいケースがあります。</p> <p>やはり指導委員や調査委員の方が家庭訪問をして見つけに行くということではなく、高齢者の実態把握する役目をされるのは民生委員の方しかないと思います。</p> <p>普通の方ではなかなか入っていきにくので出来るだけネットワークを確立するようにお願いしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。その他に、F 委員。</p>
<p>F 委員</p>	<p>色んなところで人権相談を受けるのですが、その中でも福祉団体の人権問題に関する事が大変多い。暴力とかそういったものではないですが、老人に対する言葉使いや声かけの仕方などについてです。そうした点についても福祉の担当課からしっかりと教育や指導をしてもらいたいです。それともう一つ、会議の状況に応じて点字で冊子を作るなども検討してもらえればと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。そのとおりだと思います。その他にはございませんか？</p>
<p>G 委員</p>	<p>先ほど、スライドを使って説明いただいたのですが、高齢者虐待の相談件数の中には、介護者が、要介護者から受けた虐待は入っていないのでしょうか。</p>
<p>社会福祉士</p>	<p>虐待といったケースではないですが、気の強い方が、介護をしている子どもに対しきつく当たったり、暴力を振るってしまったという事は聞いたことがあります。また、それが介</p>

	<p>護疲れに繋がってくるのかなと思うのですが・・・。</p>
G 委員	<p>私が個人的に聞いたのですが、介護者が要介護者の方から暴力やセクハラを受けているという事を聞きました。これは実際に起こっております。そうした事案についても地域包括支援センターに相談してよいものなのか教えてください。</p>
参事	<p>虐待という形になってくればご相談を頂ければと思います。今まで高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会や、高齢者虐待防止法における窓口、ケアマネージャー等を通じてそうした介護される側からの虐待といった相談や報告は受けておりません。</p>
G 委員	<p>私が聞いたのは施設における話ですので、色々あると思うのですが、今後、色んな事案が起こってくる可能性があると思います。</p> <p>介護者の人権というのも1つの視野に入れていかねばと思いました。</p>
議長	<p>今日は、在宅介護における高齢者の人権についてお話をいただきましたが、私も施設に入所している高齢者やその家族からの相談をよく受けます。施設に入所した以上は、退所させられると困るという事で色んな苦情を人には話せずに悩んでいる方が多くいます。</p> <p>先日も、施設に入っておられる高齢者で、奥さんや息子さんが施設に2、3週間ぶりに訪ねていくともう帰りたいと泣くので、施設の方に何かおかしくないかと聞くと、お宅のご主人はとては静かで何も問題がないので一日中ほっておきましたとのことでした。</p> <p>これも虐待になるんですね。朝昼晩と最低でも、声かけやお世話をするのは施設に入れば当たり前的事だと思うのですが、現実にはそうした事が起こっております。</p> <p>そのほかにも、要介護者が車椅子からヘルパーさんを蹴ったりして、あの人の介護を変えてほしいといった事も前にはお聞きしました。</p> <p>こうした要介護者からの虐待や暴力等も、今後は出てくる可能性があると思いますがなかなか難しい問題ですね。</p>
参事	<p>在宅介護の場合だと、ケアマネージャーやヘルパー等からの情報がたくさんありますが、施設となれば外部からの目が届きにくい場合があります。また、何か苦情を伝えると、もしかすると施設から出ていかなければと、家族の方が考えているかもしれません。</p> <p>現在、施設からの虐待といった事例はこちらには入っていないですが、ネットワーク委員会の委員の中には施設の方も入っております。その方々とも情報交換をしながらお聞きしていかなければいけない問題と思っています。</p>
議長	<p>ありがとうございます。他に、質問はございませんか？</p>
A 委員	<p>意見と質問です。推進状況報告書ですが大変見にくいです。ボリュームがあるので仕方がないと思いますが、次回からはもう少し改めて頂けたらと思います。</p> <p>質問ですが、介護保険が利用できるのは65歳以上の方からと思うのですが、特定疾病の方は田辺市在宅介護支援センターの利用は出来るのでしょうか。</p>

参事	田辺市在宅介護支援センターの利用については 65 歳以上の方となっておりますので、年齢が達していない方の訪問等はさせて頂いておりません。
議長	特定疾病の方については他に窓口がありますよね。
参事	障害福祉室が窓口になりますが、ゆめふる等がそうした機関になると思います。
議長	障害の種別に関係なくゆめふるが相談窓口として受け付けております。その他にございませんか。
H 委員	<p>通常の虐待の場合と介護における虐待については、違うと皆さんで認識して頂きたい。老人の虐待と言うのは、虐待する側と虐待される側が外から見ても分からない部分が非常に多いです。老人に対して暴力や嫌がらせをするのは当然悪い事ですが、そこまで追い込まれている、言い方を変えれば両者にとっては社会的虐待と言えるのではないか。虐待する人が悪い、虐待される人がかわいそうという考え方ではなく、もう少し大きな目で見た方がいいと思います。</p> <p>先ほど G 委員からも発言がありましたが、これは田辺市の話ではないですが、要介護者の男性が、嫁に対して性的要求をするという例はよく聞きます。ただし、それはあまり表に出にくい、特に嫁からすれば言えない部分でもあります。色々と複雑な部分があり、虐待については悪いのですが、もっと広く見る必要があるのではないかなと思いました。これは感想です。</p>
議長	ありがとうございます。その他、全般を通してご意見やご質問があれば伺いたいのですが、何かございますか？
事務局	<p>先ほど、A 委員から推進状況報告書が見つらいといったご意見がございましたので、少し考えてみたいと思います。その他に、平成 24 年 8 月に内閣府が「人権擁護に関する世論調査」を行った中で、高齢者に関し、どのような人権問題が起きているかと思いませんか？という問いがありましたが、最も高かったのが、悪徳商法の被害が多いことが 50.6%となっております。昨年度に田辺市人権擁護連盟より発行しました「れんめいだより」の中に悪徳商法は重大な人権問題ですという記事を掲載し啓発をしております。</p> <p>本日は高齢者の人権について様々なご意見をいただきましたが、こうした取組についても、田辺市といたしましては皆様方と連携をしながら啓発を行ってまいりたいと考えております。今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>7 その他</p> <p>最後に「その他」ということで、事務局から何かございますか。</p>
事務局	今年度の「人権を考える集い」が、来年 2 月 7 日の土曜日に紀南文化会館小ホールで開催されます。気象予報士・防災士の正木 明さんによる講演と、社会福祉法人「大塔あす

事務局	<p>なる会」の利用者とスタッフによるあすなる楽団の演奏がございました。</p> <p>後日にチラシや広報たなべ等でお知らせさせていただきますが、どうぞ皆さまご参加いただきますようお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。その他に何かございますか。</p> <p>なければ以上で懇話会を閉じたいと思います。</p> <p>最後に玉井副会長より閉会のあいさつをお願いします。</p>
副会長	<p>8 閉会あいさつ</p> <p>本日は、長時間にわたり皆様から貴重なご意見を聴かせていただきました。それと、やすらぎ対策課から高齢者の人権についてお話をいただきました。</p> <p>高齢者の虐待というのは、とてもわかりにくいものでありますが、皆様方と一緒に頑張って虐待の防止に努めていきたいと思えます。</p> <p>当懇話会の選出団体であります人権推進委員会（生涯学習）・人権擁護連盟は合同で平成 26 年度も前年に引き続いて『防災と人権』をメインテーマとして研修に取り組んでいますが、このことは、阪神淡路大震災、東日本大震災が発生して、平常時においては考えられなかった災害弱者に対しての人権侵害が多々発生したことにあります。</p> <p>災害弱者は、平常時に於いても社会的弱者であります。</p> <p>私達一人ひとりが、平常時・非常時を問わず、相手の立場を考えて行動しなければなりません。最近の新聞によりますと、少子高齢化・人口の減少が益々顕著になり、このまま推移すると 2040 年には、地方の市区町村の半数は、破綻、消滅すると言われております。</p> <p>また、近い将来、必ず発生する南海トラフ地震・津波で想定されている和歌山県の最大死亡者数 8 万人の 9 割（72000 人）は、取組み次第で助かると言われます。</p> <p>人権の視点で『減災・防災』の取組み、1 人でも多くの人々の命を守ることが、当懇話会での目的にもなるかと思えます。</p> <p>本日はお忙しいところ本当に有難うございました。</p>